

第2期群馬県国民健康保険運営方針について

令和3年2月9日

群馬県健康福祉部国保援護課

1 国民健康保険運営方針とは

(1) 方針の性格

平成30年度に行われた国保制度改革により、都道府県は国保事業の財政運営の責任主体となったが、県と市町村が共通認識の下で財政運営を行うとともに、各市町村が行う事業の広域化や効率化を推進するため、県内の統一的な国保の運営方針を定めるものである。

(2) 群馬県国民健康保険運営方針（平成30年度～令和2年度）について

国民健康保険法第82条の2の規定に基づき、平成30年3月に策定。

第1章 基本的事項

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

第3章 納付金及び標準保険料率の算定方法

第4章 保険税の徴収の適正な実施

第5章 保険給付の適正な実施

第6章 医療費の適正化の取組

第7章 市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

第9章 その他安定的な財政運営及び効率的な事業運営のために必要な連絡調整等

※ 現行方針の主なポイント「平成30年度に行われた国保制度改革への対応」

- 運営が県域化したことにより導入された新たな仕組みへの対応
 - ・ 保険給付費の全額を、県が毎月市町村に交付する
 - ・ 県が納付金の必要総額を算出して市町村に割り振り、市町村は保険税として徴収し、県へ納付する
- 市町村における窓口事務の標準化の推進 など

※ 課題及び今後の方向性

県市町村連携会議において以下のように整理。

- 小規模保険者（加入者が3,000人未満）の運営リスクが大きくなっており、早急な解消が必要
 - (例) 令和2年8月末現在の国保加入者は、上野村270人、南牧村464人、神流町502人など、群馬県では12市町村が小規模保険者に該当。
- 県内のどこに住んでいても、同じ所得で同じ世帯構成であれば同じ保険税率となること目指す
 - (例) 保険税の算定方式が、市町村によって異なっている。
加入者の資産への課税なし：26市町村、あり：9市町村。

2 第2期群馬県国民健康保険運営方針の考え方

(1) 保険税率の統一に向けた準備期間と位置づけ、統一を段階的に進める

平成30年度に行われた国保制度改革による激変を緩和するための国による措置が、令和5年度までで終了することとなっている。このため、令和6年度を目安として、市町村納付金の算定方法の統一に向けて準備を進めていくこととする。

更に、「県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得で同じ世帯構成であれば、同じ保険税額となること」に関する協議を進めていくこととする。

(2) 適切な納付金算定

団塊の世代が令和4年度から6年度にかけて後期高齢者医療制度に移行することから、第2期方針の期間中は高齢者の構成割合が高く、一人当たり医療費は増加傾向となる。

更に、新型コロナウイルス感染症による影響（受診控え、離職等による国保加入者の一時的な増減など）は、第2期方針の期間中は継続するものと思われる。

以上を踏まえ、激変緩和措置を引き続き講じつつ、国が「保険者努力支援制度」を創設したこと等、関連施策に留意しながら、加入者の保険税負担の急激な増加とならないよう、市町村とよく協議しながら適切な納付金算定を行うことが必要である。

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度※	令和7年度※
被保険者数(人)	614,593	550,782	448,129	348,790
うち70～74歳	85,397	99,010	118,923	101,623
一人当たり医療費(千円)	274	321	341	362

<国民健康保険実態調査、日本の地域別将来推計人口、群馬県年齢別人口統計調査結果>

※ 令和2年度及び7年度は推計値

3 第2期方針の主な見直し内容

(1) 納付金及び標準保険料率の算定方法

保険税率の統一を、段階的に進めることとする。

- ① 納付金算定に、年齢調整後の医療費水準を反映させることを段階的に縮小し、令和6年度に廃止
- ② 保険税率の統一に向けた協議の継続

(2) 医療費の適正化の取組

「保険者努力支援制度」等を活用し、市町村とともに重点的に推進。

- ① 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上
- ② 糖尿病重症化予防対策の推進
- ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

(3) 市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進

令和4年度から被保険者証と高齢受給者証を一体化

4 策定スケジュール

令和2年7月	県国民健康保険運営協議会に諮問
10～11月	市町村長あて法定協議（意見照会）
11～12月	パブリックコメントを実施
令和3年1月	掲載データの年度更新、時点修正等の見直し
〃	市町村国保担当課長、県国民健康保険団体連合会事務局あて意見照会（第3回連携会議）
2月	県国民健康保険運営協議会による答申
3月	第2期群馬県国民健康保険運営方針の策定

